

つくってみよう! マイナンバーカードの巻

公的な証明書をコンビニで取得できるようになったり、本人確認書類として使えたりとメリットいっぱいのマイナンバーカード。作り方と使い方、セキュリティのことなど、皆さんの疑問にお答えします!

マイナンバーカードとは?

※自治体によって内容は異なります。

- 1 マイナンバーを記載しているカードのことです**
マイナンバー(個人番号)は、住民票を有する全ての方1人ひとりがつ12桁の番号です。マイナンバーカードには12桁の個人番号が記載されています。
- 2 本人確認書類になる**
公的な本人確認書類として、金融機関での口座開設やパスポートの新規申請手続きなどに利用できます。
- 3 コンビニで証明書を取得**
住民票や印鑑登録証明書、戸籍、納税証明書などを6時30分~23時まで、全国のコンビニエンスストアで100円安く(戸籍を除く)取得できます。
- 4 各種カードの代わりになる**
印鑑登録証としての利用ができるほか、健康保険証や図書カードとしての利用も予定しています。
- 5 自宅で手軽に行政手続き**
「マイナポータル」で、自宅のパソコンから順次、社会保障・税・災害対策の分野の中の行政手続きができる予定です。
- 6 各種民間のオンライン取引**
住宅ローンや不動産取引などの重要な契約も、マイナンバーカードがあればオンラインで手続きできるようになる予定です。

申請するには?

郵便で

- ご自宅に届いている「通知カード」の下の部分「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」に必要事項を記入します。申請書は区役所でも発行しています。
- 証明写真を貼り付けます。区役所にも証明写真機があります。
- 区役所の窓口でもらえる返信用封筒に入れて送ってください。ホームページからもダウンロードできます。

マイナポータル

- スマートフォンで顔写真を撮影します。
- 交付申請書のQRコードをスマートフォンで読み取り、申請用WEBサイトにアクセスし、メールアドレスを登録。
- 登録したメールアドレス宛に通知される申請者用のWEBサイトにアクセスします。
- 画面の案内に従って、必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。
※この段階で顔写真を撮影することもできます。

マイナンバー(社会保障・税番号制度)ホームページ

受け取りは?

約1か月後、自宅に「交付通知書」(はがき)が届きます。届いたら、区役所の窓口までお越しください。本人確認の上、暗証番号を設定いただくと、マイナンバーカードを受け取っていただけます。

必要なもの

- ◎交付通知書(はがき) ◎通知カード
- ◎本人確認書類(※)
- ◎住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

※:①次のうち1点…写真付きの住民基本台帳カード、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書のうち1点。①をお持ちでない方は、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、市区町村長が適当と認める2点(例/健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、預金通帳、医療受給者証)。

1か月後...

ほら! 持ってるよ!

あわてて作ったね...

セキュリティは大丈夫?

マイナンバー制度は、皆さんの個人情報を一元管理する制度ではありません!

だから!
万が一、どこかの機関でマイナンバーを含む個人情報が漏れいしても、情報が芋づる式に漏れることはありません。

さらに!
カードから個人情報を引き出すことはできません。個人情報にアクセスできるのは、手続きを受け付ける行政機関のみです。

万が一、カードを紛失したら、下記「マイナンバー総合フリーダイヤル」で、マイナンバーカードの利用を停止することができます。

詳しくはこちら [マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178](#) 問合せ 窓口サービス課(住民情報)1階③番 ☎6915-9963

●以下は広告スペースです。広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。